

アンケート調査票 A-①【回答期限：2020年11月13日】

道府県推進組織用

一般社団法人全国福祉サービス評価調査者連絡会

※はじめに推進組織の体制をお教えてください。

道府県推進組織：フェイスシート

都道府県名		担当部署(委託の場合は法人名)	
常勤職員数	専従 名・兼務 名	第三者評価事業担当の経験年数(常勤職員平均)	年
非常勤職員数	専従 名・兼務 名	第三者評価事業担当の経験年数(非常勤職員平均)	年

ア. 推進組織の体制等についてお聞きます

問1: 推進組織として、第三者評価を推進する上での現状をお聞かせください。それぞれの項目の当てはまる欄に○をつけてください。

	十分である	多くも少なくもない	不足している
①予算			
②担当職員数			
③受審事業所数			
④評価機関数			
⑤評価調査者数			

問2: 推進組織として、第三者評価の仕組みに対してどのようにお考えでしょうか。それぞれの項目の当てはまる欄に○をつけてください。

	都道府県が担うべき	指定都市も加えるべき	全国一本化が良い
①推進組織の担い手について			
②評価機関の認証について			
③評価調査者の養成について			

イ. 第三者評価の目的の一つであるサービスの質の向上についてお聞きます

問3 第三者評価は、「サービスの質が向上すること」や「利用者のサービス選択に資すること」を通じて利用者の権利擁護に寄与することが考えられますが、実際に役立っていると思われませんか。当てはまる欄に○をつけてください。

大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない	役立つとは思えない

その理由を記入してください。

問4: 事業所が第三者評価を活用してサービスの質を向上させるためには、どのような取り組みが必要と思われますか。当てはまると思われる番号すべてに○をつけてください。

1. 受審事業所の改善への取り組みに対し評価機関が何等かの関与ができる仕組みを作る
2. 他の都道府県に主たる事務所がある評価機関でも受審できる体制や仕組みを拡充する
3. 評価機関・評価調査者の質を向上させる取り組みを充実させる
4. 利用者・関係者に第三者評価の結果を説明する機会を設ける
5. 事業所全体で評価基準を学ぶ研修等の機会を拡充させる
6. 自己評価を職員一人ひとりが行うことをルール化して、サービスを確認し課題を明確にする
7. その他()

ウ. 第三者評価の目的の一つである利用者の選択に資することについてお聞きます

問5: 現状では利用者調査を公表している推進組織は多くありませんが、利用者調査を公表することは、「利用者のサービスの選択」に役立つと思いますか。当てはまる欄に○をつけてください。

大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立つたない	役立つとは思えない
○	○	○	○

その理由を記入してください。

問6: 評価結果の内容を住民にわかりやすく提供するには、どのような工夫が必要と思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 評価結果を全て WAM NET に一本化して公表する
2. 評価結果をスマートフォンで見られるようにするなど、公表するサイトを充実させる
3. 評価結果の概要を冊子等にして閲覧または、配布できるようにする
4. 評価項目を見直し、利用者にわかりやすい表現とする
5. 市民(利用者)が見やすく理解しやすいように評価結果の「簡易版」を作成し公表する
6. 評価結果の見方を、推進組織のホームページなどで解説する
7. その他、どのような工夫が考えられますか。
(具体例:)

問7: 第三者評価が「利用者のサービスの選択」に役立つためには、どのような取り組みが必要と思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 評価項目を見直し、利用者が知りたい情報を入れる
2. 利用者調査を公表する
3. 評価の開始から公表に至る期間を決める(タイムリーな評価を目指す)
4. 地域包括支援センター等の相談機能を持つ窓口に地域の事業所の評価結果を配架する
5. 第三者評価事業をマスコミ等影響力がある媒体で PR する
6. 市民向けのシンポジウムなどを開催する
7. 「サービスの選択に資する」ことを評価結果に期待すること自体が難しい
8. その他()

エ. 第三者評価事業で期待される取り組みについてお聞きします

問8: 評価機関・評価調査者の質を向上させるためには、どのような取り組みが必要と思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 評価機関の更新研修を義務化させ、認証の更新の条件とする
2. 評価機関として行う評価調査者への内部研修を義務付け、認証の要件とする
3. 推進組織と評価機関が評価の質の向上に向けて検討する場(委員会や協議会など)の機能を強化する
4. 病院機能評価のように、全国に一つの評価機関の認証とする
5. 新たな評価調査者の確保を円滑に進める仕組みを作る
6. 全国共通の評価手法とし、評価調査者の育成を行う養成機関を設ける
7. 指導者を養成する仕組みを充実させる
8. 評価調査者の連絡会などの組織化を進め、個々人の力量を高める機会を拡充する
9. その他()

問9: 全国的に第三者評価の受審数が少ないことが課題になっていますが、受審を促進するには、どのような方策が必要と思われますか。当てはまると思われる番号すべてに○をつけてください。

1. 社会的養護関係施設第三者評価事業のように全国的な推進組織を再編し、推進体制を強化する
 2. 「内容評価のみ」など、評価項目を特化して受審できる仕組みを作る
 3. 事業所の規模や種別に対応した受審費用や評価方法等の仕組みを作る
 4. 事業者・経営者の業界団体に受審の意義を働きかける
 5. 受審を促進するためのインセンティブを強化する
- どのようなインセンティブが望まれますか。お聞かせください。

()

問10: 受審促進のために、都道府県及び推進組織ができることとしてどのような取り組みが望まれますか。当てはまると思われる番号すべてに○をつけてください。また選んだ選択肢に関連した問いにもお答えください。

1. 受審の有無を明確に示す仕組みを拡充する(受審マークまたは受審証のPRを含め)
⇒どのような方法が望まれますか
a. 都道府県・市町村等が作成する事業所名簿に受審の有無を明記する
b. 都道府県・市町村のホームページ等に受審マークの説明と意義を載せる
c. その他()
2. 受審費用の全部または一部を助成する
⇒どのような方法が望まれますか
a. 国の予算で措置する
b. 診療報酬(病院機能評価受審)のように報酬加算の条件として措置する
c. その他()
3. 事業所に対し受審促進のための研修会などを開催する
⇒どのような方法が望まれますか
a. 推進組織が企画する
b. 全国・都道府県の社会福祉法人経営者協議会などに研修会の企画を働きかける
c. その他()
4. 改善の好事例を推進組織のホームページ、冊子などで公表する
5. その他()

問11:すべての福祉サービスに第三者評価の受審を義務化すべきだと思いますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 社会的養護関係施設のように義務化すべきである
2. 保育所のように努力義務化すべきである
3. 入所施設など一部のサービスで義務化すべきである
4. 事業所の主体的な意志で受審することが重要なので義務化すべきではない
5. その他()

問12:第三者評価でabc(判断水準)と評価することについてお聞きます。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 現在のabcが妥当である
2. 3段階以上の評価(例えば5段階評価)の方がよい
3. abcの判断が恣意的なものとならないよう、判断水準をより明確にする
4. abcによるものではなく、各取り組みに関する講評コメントの記載を充実する
5. abcによるものではなく、特に優れた取り組みを分かりやすく明示するような講評にする
6. その他()

問13:現行の共通評価項目及び内容評価項目について、どのようにお考えですか。当てはまる欄に○をつけてください。

	もっと充実すべき	適切である	もっと簡素にすべき
①共通評価項目			
②内容評価項目			

その理由を記入してください。

問14:その他、第三者評価の推進に関してご意見があればお聞かせください(余白にご記入ください)。